

美里町新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 2 7 年 3 月

美 里 町

目次

．計画の基本事項	1
．新型インフルエンザ等対策の基本的な方針	3
1．新型インフルエンザ等の特徴	3
2．新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	3
3．新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	4
4．新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	6
5．新型インフルエンザ等発生時の被害想定等	7
6．対策推進のための役割分担	8
7．町行動計画の主要6項目	10
8．発生段階	21
．各段階における対策	24
1．未発生期	25
（1）実施体制	
（2）情報提供・共有	
（3）予防・まん延防止	
（4）予防接種	
（5）医療	
（6）町民生活及び町民経済の安定の確保	
2．海外発生期	30
（1）実施体制	
（2）情報提供・共有	
（3）予防・まん延防止	
（4）予防接種	
（5）医療	
（6）町民生活及び町民経済の安定の確保	
3．県内未発生期	35
（1）実施体制	
（2）情報提供・共有	
（3）予防・まん延防止	
（4）予防接種	
（5）医療	
（6）町民生活及び町民経済の安定の確保	
4．県内発生早期	39
（1）実施体制	
（2）情報提供・共有	
（3）予防・まん延防止	

- (4) 予防接種
- (5) 医療
- (6) 町民生活及び町民経済の安定の確保

5 . 県内感染期 4 3

- (1) 実施体制
- (2) 情報提供・共有
- (3) 予防・まん延防止
- (4) 予防接種
- (5) 医療
- (6) 町民生活及び町民経済の安定の確保

6 . 小康期 4 8

- (1) 実施体制
- (2) 情報提供・共有
- (3) 予防・まん延防止
- (4) 予防接種
- (5) 医療
- (6) 町民生活及び町民経済の安定の確保

．計画の基本事項

1．新型インフルエンザ等対策行動計画作成の趣旨

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置が定められたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化が図られるものである。

そこで、特措法及び感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備え、本町全体の体制を整備するため、美里町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）を定める。

2．町行動計画の内容・位置づけ

特措法第 6 条に基づく「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）、及び、特措法第 7 条に基づく「宮城県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を踏まえ、町行動計画は、特措法第 8 条に基づき、美里町における新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や、町が実施する措置等病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合など、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

3．対象とする感染症

政府行動計画、県行動計画及び町行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）

感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

新型インフルエンザ等感染症・新感染症の定義

新型インフルエンザ等	
新型インフルエンザ等感染症（感染症法第6条第7項）	
新型インフルエンザ	新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。
再興型インフルエンザ	かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。
新感染症（感染症法第6条第9項）	人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがあると認められるものをいう。

4 . 見直し

国では、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見や、新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じ、適時適切に政府行動計画及び県行動計画の変更を行うものとしていることから、町においても、必要に応じ、行動計画の変更を行うものとする。

・ 新型インフルエンザ等対策の基本的な方針

1. 新型インフルエンザ等の特徴

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国及び県への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高く、まん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、町民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。

新型インフルエンザ等については、長期的には町民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策が国家の危機管理に関わる重要な課題であると位置付けて対策を講じていく必要がある。

2. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。

感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備や国におけるワクチン製造のための時間を確保する。

流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして、医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、患者が必要で適切な医療を受けられるようにする。

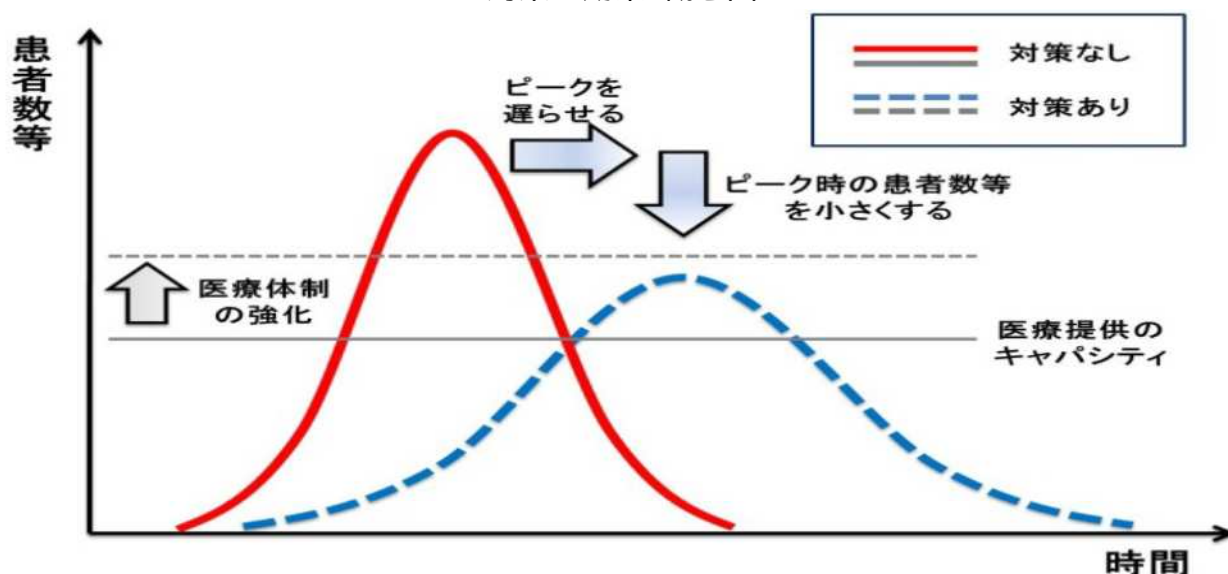
適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 町民生活及び町民の経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。

事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は町民生活及び町民の経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

< 対策の効果 概念図 >



3．新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

(1) 柔軟な対応

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。町行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合など、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

国においては、科学的知見及び各国の対策も視野に入れながら、国の地理的な条件、大都市への人口集中、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせて、バランスのとれた戦略を目指すこととしており、その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、一連の流れをもった戦略を確立することとしていることから、町においても、県・国に倣った戦略を確立する。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、政府及び県行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択し、決定される。それらを受けて、町で実施すべき対策を決定する。

(2) 発生段階に応じた対応

未発生期

発生前の段階では、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や地域における医療体制の整備、町民に対する啓発など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

海外発生期

世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、基本的対処方針に基づき、対策実施のための体制に切り替える。

海外で発生している段階では、国内において万全の体制を構築するため、国が行う検疫の強化等に協力することより、病原体の国内侵入の時期をできる限り遅らせることが重要である。

県内未発生期

国内で発生したが、県内では発生していない段階では、病原体の県内、町内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を講ずることが必要である。県外での発生状況を的確に把握し、県等との連携の強化により、病原体の侵入に備えておくことが重要である。

県内発生早期

県内での発生当初の段階では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者に対する外出自粛や、その者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じては、県が行う不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等に協力し、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした様々な対策を講ずることとする。

なお、県内外の発生当初など、病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、最も被害が大きい場合を想定し、国・県の動向に合わせながら強力な対策を実施するとともに、常に新しい情報を収集しながら、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へ切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策については、その縮小・中止を図るなどの見直しを行うこととする。

県内感染期

県内で感染が拡大した段階では、国、県、事業者等と相互に連携し、医療の確保や町民生活・町民の経済の維持のために最大限の努力を行う必要がある。社会は緊張し、様々な事態が生じることが想定されるため、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられることから、社会状況を把握するとともに、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。

事態によっては、県の実情や対応等に応じて、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮・工夫を行う。

小康期

町民生活及び町民の経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

(3) 社会全体で取り組む感染防止策

県は、特措法第24条第9項に基づく感染対策の徹底の要請等に加え、県民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が発生し、国が特措法に基づき緊急事態の宣言をした場合、特措法第45条第1項及び第2項に基づく県民に対する不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請等による接触機会抑制などの医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせ、総合的に行うこととなる。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて、積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを町民に呼びかけることも必要となる。町は、国及び県の要請に応じ、適宜協力する。

(4) 町民一人一人による感染拡大防止策

新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界超過や、社会的混乱を回避するためには、国、県、市町村、指定(地方)公共機関による対策だけでは限界があり、事

業者や町民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高い SARS のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

4．新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

国，県，市町村又は指定（地方）公共機関は，新型インフルエンザ等発生に備え，また発生した時に，特措法その他の法令，県行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務継続計画に基づき，相互に連携協力し，新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において，次の点に留意する。

（１）基本的人権の尊重

国，県及び町は，新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては，基本的人権を尊重することとし，国が行う検疫等への協力，医療関係者への医療実施の要請等，町民に対する不要不急の外出の自粛要請，学校，興行場等の使用等制限等の要請等，臨時の医療施設開設のための土地等の使用，緊急物資の運送等，特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって町民の権利と自由に制限を加える場合は，その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には，新型インフルエンザ等対策の実施に当たって，法令の根拠があることを前提として，町民に対して十分説明し，理解を得ることを基本とする。

（２）危機管理としての特措法の性格

特措法は，万一の場合の危機管理のための制度であって，緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。

しかし，新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても，病原性の程度や，抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより，新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ，どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

（３）関係機関相互の連携協力の確保

必要がある場合には、町対策本部長から県対策本部長に対して，新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請するほか，町は、国、県と相互に緊密な連携を図りつつ，新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

（４）記録の作成・保存

町は，発生した段階で，町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し，公表する。

5. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

(1) 被害想定のお考え方

新型インフルエンザは、発熱、咳（せき）といった初期症状や、飛沫感染及び接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的には季節性インフルエンザと共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

町行動計画の策定に当たっては、県行動計画や政府行動計画と同様に、有効な対策を考える上で、被害想定として患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態や、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても、高いものから低いものまで様々な場合が考えられ、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

被害想定について、国では、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないとしており、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととしていることから、町としても国や県の動向に合わせ見直しを行うこととする。

なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは、新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要がある、併せて特措法の対象とされたところである。そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に、新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき、飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

(2) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、国が一つの例として想定した被害を、人口按分により町の被害として想定したものである。従って、新型インフルエンザが発生したからといって、必ず下表の被害者数が発生するというものではないことに留意が必要である。

		国全体	宮城県	美里町
医療機関を受診する患者数		約 1,300 ~ 2,500 万人	約 23.8 ~ 45.8 万人	約 3 千人 ~ 5 千人
入院患者上限	重 度	約 200 万人	約 3.7 万人	約 400 人
	中等度	約 53 万人	約 1.0 万人	約 100 人
1 日当たり最大入院患者数 (流行発生から 5 週目)	重 度	39.9 万人	0.73 万人	約 80 人
	中等度	10.1 万人	0.19 万人	約 20 人
死亡者上限	重 度	約 64 万人	約 1.2 万人	約 130 人
	中等度	約 17 万人	約 0.3 万人	約 35 人

- 1 全人口の25%が新型インフルエンザに罹患し、流行が約8週間続くと仮定
- 2 入院患者数は、医療機関を受診する患者数の上限値である約2,500万人を基に推計
- 3 重 度：スペインインフルエンザのデータを参考に、致命率を2.0%として推計
中等度：アジアインフルエンザ等のデータを参考に、致命率0.53%として推計
- 4 新型インフルエンザワクチンや、抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の国及び県の医療体制及び衛生状況等は、一切考慮していない。

（3）新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のよう
な影響が一つの例として想定されている。

- ・ 国の想定と同様、町民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次
り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤する。り患した従業員の大部
分は、一定の欠勤期間後に治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・ ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程
度と考えられているが、従業員自身のり患のほか、家族の世話、看護等（学校・保育
施設等の臨時休業、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養など）のため出勤が困
難となる者、不安により出勤しない者がいることも見込み、従業員の最大40%程度
が欠勤するケースが想定されている。

6．対策推進のための役割分担

（1）国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的
確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフル
エンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備す
る責務を有する。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・
研究の推進に努めるとともに、WHO その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国と
の国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力
の推進に努める。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした
学識経験者の意見を聴きつつ、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強
力に推進する。

（2）県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担って
おり、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し、的確な判断と
対応が必要となる。

県は、新型インフルエンザ等発生前は、政府行動計画等を踏まえ、まん延防止や医療
の確保等に関し県行動計画等を作成するなど、事前の準備を進める。

県は、新型インフルエンザ等発生時には、県対策本部を設置し、基本的対処方針等
を踏まえ、県内の発生状況に応じた的確に判断しながら、県行動計画等に基づく対策を講
じていく。

なお、県は、市町村及び指定地方公共機関等が実施する新型インフルエンザ等対策を

総合的に調整する。

(3) 保健所の役割

保健所は、地域における対策実施の中心的な役割を担い、管内市町村及び医療機関等と連携し、情報の収集・提供、まん延防止等に取り組む。

保健所は、新型インフルエンザ等発生前には、郡市医師会、各支部薬剤師会、地域の中核的医療機関を始めとする医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置するなどして、地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。また、県内発生早期には、積極的疫学調査を実施するとともに、病原性等の把握等に必要な情報収集を行う。

保健所は、速やかに適切な医療の提供が行われるよう、管内の医療機関と緊密な連携を図り、必要な調整を行う。

(4) 町の役割

町は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

(5) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や、必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携し、発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

(6) 指定（地方）公共機関の役割

特措法第2条第1項第6号及び第7号で規定する指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(7) 登録事業者の役割

登録事業者とは、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であり、特措法第28条に規定する特定接種の対象となる。

新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

(8) 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

(9) 町民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っているマスク着用・咳エチケット・手洗い等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても、食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など、実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

7 . 町行動計画の主要 6 項目

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の 2 つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」こと及び「町民生活及び町民の経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策について、「(1) 実施体制」、「(2) 情報提供・共有」、「(3) 予防・まん延防止」、「(4) 予防接種」、「(5) 医療」、「(6) 町民生活及び町民の経済の安定の確保」の 6 項目に分けて立案している。各項目の対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については以下のとおりとする。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く、感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。

このため、国、県、市町村、事業者が相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが求められる。

新型インフルエンザ等が発生する前においては、課長会議などを通じ、事前準備の進捗を確認し、関係課との連携を確保しながら、全庁一体となった取組を推進し、発生時に備えた準備を進める。

新型インフルエンザ等が発生した場合は、政府対策本部設置に合わせ、県対策本部が設置される。町は、新型インフルエンザ等発生及びまん延に備え、警戒が必要であると認めた場合は、美里町新型インフルエンザ等警戒本部（以下、「町警戒本部」という。）を設置する。

新型インフルエンザ等の発生状況が国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、

国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときに、国が特措法に基づき新型インフルエンザ等緊急事態宣言(以下「緊急事態宣言」という。)をした場合、町は直ちに美里町新型インフルエンザ等対策本部(以下「町対策本部」という。)を設置し、必要な措置を講ずる。

【美里町新型インフルエンザ等対策本部等設置基準】

本部体制	設置基準
町警戒本部	海外または国内で発生の疑いがある場合に設置
町対策本部	政府対策本部が設置の場合(必要に応じ設置) 新型インフルエンザ等緊急事態宣言の場合 県内で発生の疑いがある場合

【美里町新型インフルエンザ等警戒本部】

本部長	副町長
副本部長	教育長、町立南郷病院院長
本部員	総務課長、防災管財課長、企画財政課長、まちづくり推進課長、税務課長、徴収対策課長、町民生活課長、産業振興課長、建設課長、健康福祉課長、子ども家庭課長、南郷病院事務長、水道事業所長、会計管理者、議会事務局長、教育次長、農業委員会事務局長、町民窓口室長
事務局	健康福祉課、防災管財課

【美里町新型インフルエンザ等対策本部】

本部長	町長
副本部長	副町長
本部員	教育長、町立南郷病院院長 総務課長、防災管財課長、企画財政課長、まちづくり推進課長、税務課長、徴収対策課長、町民生活課長、産業振興課長、建設課長、健康福祉課長、子ども家庭課長、南郷病院事務長、水道事業所長、会計管理者、議会事務局長、教育次長、農業委員会事務局長、町民窓口室長、 その他、本部長が必要と認める者
事務局	健康福祉課、防災管財課

新型インフルエンザ等対策本部組織表

部名	班名	分掌事務	課名
総務部 部長 健康福祉課長 副部長 総務課長 防災管財課長 企画財政課長 会計管理者 まちづくり推進課長 税務課長 徴収対策課長 議会事務局長	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・町対策本部の設置運営に関する事 ・関係機関との連絡調整に関する事 ・必要な物資及び資材の備蓄等に関する事 ・町職員の特定制種に関する事 	総務課 防災管財課 企画財政課
	広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・町民等への情報提供に関する事 ・広報担当チームの設置・運営に関する事 ・報道機関との連絡調整に関する事 	
	健康対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・町行動計画の作成及び見直しに関する事 ・感染予防、拡大防止に関する事 ・流行状況等の情報収集に関する事 ・相談窓口の設置、運営に関する事 ・予防疫種（特定制種・住民接種）に関する事 ・関係機関との連絡調整に関する事 	健康福祉課
	災対経理班	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等対策の経理に関する事 ・庁舎、施設来所者の感染防止に関する事 ・各部の協力に関する事 	会計課 まちづくり推進課 税務課、徴収対策課、議会事務局
衛生部 部長 町民生活課長 副部長 水道事業所長 南郷病院事務長	医療班	<ul style="list-style-type: none"> ・医療に関する事 ・在宅療養者の支援に関する事 ・地域医療との連絡調整に関する事 	町立南郷病院
	衛生班	<ul style="list-style-type: none"> ・環境衛生の保持に関する事 ・埋火葬、遺体の安置に関する事 ・廃棄物等の収集対策に関する事 ・飲料水等の確保、安定供給に関する事 	町民生活課 水道事業所
教育部 部長 教育長 副部長 教育次長 子ども家庭課長	教育対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・児童、生徒、保護者、職員等の健康状態・罹患状況等の情報収集に関する事 ・児童、生徒、保護者、職員等の感染予防、拡大防止に関する事 ・臨時休業等に関する事 	教育委員会 子ども家庭課
	保育対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等の幼児、保護者、職員等の健康状態・罹患状況等の情報収集に関する事 ・保育所等の幼児、保護者、職員等の感染予防、拡大防止に関する事 	
産業部 部長 産業振興課長 副部長 農業委員会事務局長 建設課長	産業班	<ul style="list-style-type: none"> ・町内企業等関係団体への感染予防対策の勧奨に関する事 ・食料や生活必需品等の確保に関する事 ・生活関連物資の価格の高騰、買占め、売り惜しみ防止に関する事 	産業振興課 農業委員会 建設課

(2) 情報提供・共有

(ア) 情報提供・共有の目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に，国，市町村，医療機関，事業者，個人の各々が役割を認識し，十分な情報を基に判断し，適切な行動をとるため，対策の全ての段階，分野において，国，市町村，医療機関，事業者，個人の間でのコミュニケーションが必須である。

コミュニケーションは双方向性のものであり，一方向性の情報提供だけでなく，情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する。

(イ) 情報提供手段の確保

町民が情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため，外国人，障害者など情報が届きにくい人にも配慮し，受取手に応じた情報提供のためインターネットを含めた多様な媒体を用いて，理解しやすい内容で，できる限り迅速に情報提供を行う。

(ウ) 発生前における町民等への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく，予防的対策として，発生前においても，国，県及び市町村は，新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを，町民のほか，医療機関，事業者等に情報提供する。

こうした適切な情報提供を通し，発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り，納得してもらうことが，いざ発生した時に町民に正しく行動してもらう上で必要である。特に児童，生徒等に対しては，学校は集団感染が発生するなど，感染拡大の起点となりやすいことから，県と町及び教育委員会と連携して，感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

(エ) 発生時における町民等への情報提供及び共有

発生時の情報提供について

新型インフルエンザ等の発生時には，発生段階に応じて，県内外及び近隣地域の発生状況，対策の実施状況等について，特に対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や，対策の理由，対策の実施主体を明確にしながら，患者等の人権にも配慮して，迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

情報提供に当たっては，媒体の中でも，テレビ，新聞等のマスメディアの役割が重要であり，その協力が不可欠である。提供する情報の内容については，個人情報保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また，誤った情報が出た場合は，風評被害を考慮し，個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため，情報が届きにくい人にも配慮し，多様な媒体を用いて，理解しやすい内容で，できる限り迅速に情報提供を行う。

媒体の活用に加え，町から直接町民に対する情報提供を行う手段として，ホームページ，防災行政無線，防災なびみさとを活用した緊急速報メール及び登録制メール等の活用を行う。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

町民の情報収集の利便性向上

町民の情報収集の利便性向上のため、国の情報、県及び市町村の情報、指定（地方）公共機関の情報などを集約し、総覧できるサイトを必要に応じて開設する。

（オ）情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築し、提供する情報の内容に応じ、適切な者が情報を発信する等、適切に情報を提供できるよう、町対策本部が調整する。

また、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、町民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていくこととする。

（３）予防・まん延防止

（ア）予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで、体制の整備を図るための時間を確保することにつながるほか、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

個人対策や地域対策・職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせるが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

（イ）主なまん延防止対策

個人における対策

県内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請等を行う。

地域・職場における対策

国内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行う。

その他

海外で発生した際には、入国者に対する健康監視など、必要に応じ、国、県が行う水際対策の実施に協力する。

(4) 予防接種

(ア) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンと、パンデミックワクチンの2種類がある。なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では、新型インフルエンザに限り記載する。

特定接種については、国が備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、その備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等がH5N1以外の感染症であった場合や、亜型がH5N1の新型インフルエンザであっても、国が備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとされている。

(イ) 特定接種

特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種の対象となり得る者

) 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの(以下「登録事業者」という。)のうち、これらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。)

) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

特定接種の対象となり得る者の基本的な考え方

特定接種については、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであることを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならないとされている。

このうち、「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」について、特措法上の公益性・公共性が認められるのは、国及び地方公共団体と同様の新

型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定（地方）公共機関制度とされており，国においてこの制度を中心として，特定接種の対象業務が定められ、具体的には，指定（地方）公共機関に指定されている事業者，これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者，国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当するとされている。

また，この指定（地方）公共機関制度による考え方には該当しないが，特例的に，国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から，食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加される。

この基本的考え方を踏まえた登録事業者，公務員は，政府行動計画の別添「特定接種の対象となり得る業種・職務について」に示されている。

特定接種実施に当たっての基本的な接種順位

接種順位	対象者
1	医療関係者
2	新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
3	指定（地方）公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）
4	それ以外の事業者

事前に上記のような基本的な考え方が整理されているが，危機管理においては，状況に応じた柔軟な対応が必要となることから，国において発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き，さらに政府対策本部においてその際の社会状況等を総合的に判断し，基本的対処方針により，接種総枠，対象，接種順位，その他の関連事項が決定される。

特定接種の接種体制

実施主体	対象者
国	・登録事業者のうち，特定接種対象となり得る者 ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
県	・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる県職員
町	・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員

原則として集団的接種により接種を実施することとされているため，接種が円滑に行えるよう，未発生期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に，登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については，接種体制の構築が登録要件とされている。

（ウ）住民接種

住民接種

特措法において，新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組みができたことから，緊急事態宣言が行われている場合については，特措法第46条に基づき，予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方，緊急事態宣言が行われていない場合については，予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

接種対象者の区分

接種対象者については、以下の4群に分類することが基本とされているが、国において発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえ、柔軟な対応が必要となる。

区 分		対 象 者
1	医学的ハイリスク者	・呼吸器疾患，心臓血管系疾患を有する者など，発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者 ・基礎疾患を有する者 ・妊婦
2	小児	・小児 ・1歳未満の小児の保護者 ・身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者
3	高齢者	・65歳以上の者（ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群）
4	成人・若年者	・上記以外の者

接種順位の考え方

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化，死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、国において接種順位が決定される。

）重症化，死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方の場合の順位

成人・若年者に重症者が多いタイプの場合			
医学的ハイリスク者	成人・若年者	小児	高齢者
高齢者に重症者が多いタイプの場合			
医学的ハイリスク者	高齢者	小児	成人・若年者
小児に重症者が多いタイプの場合			
医学的ハイリスク者	小児	高齢者	成人・若年者

）国の将来を守ることに重点を置いた考え方の場合の順位

成人・若年者に重症者が多いタイプの場合			
小児	医学的ハイリスク者	成人・若年者	高齢者
高齢者に重症者が多いタイプの場合			
小児	医学的ハイリスク者	高齢者	成人・若年者

）重症化，死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ，あわせて国の将来を守ることに重点を置く考え方の場合の順位

成人・若年者に重症者が多いタイプの場合			
医学的ハイリスク者	小児	成人・若年者	高齢者

高齢者に重症者が多いタイプの場合

医学的ハイリスク者	小児	高齢者	成人・若年者
-----------	----	-----	--------

接種体制

住民接種については、市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう、接種体制の構築を図る。

(エ) 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方については、国において発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、政府対策本部においてその際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて総合的に判断し、その決定を受け実施する。

(オ) 医療関係者に対する要請

国及び県は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して、必要な協力の要請を行う。

(5) 医療

県からの要請に応じ、以下の対策等に、適宜、協力する。

医療に関する県の対策

医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ、県民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるとい目的を達成する上で不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、県全体の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。特に、県全体の医療体制の整備に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる医療機関である指定（地方）公共機関や、特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要である。

発生前における医療体制の整備

県及び仙台市は、二次医療圏等の圏域を単位とし、保健所を中心として、都市医師会、各支部薬剤師会、中核的医療機関（独立行政法人国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等）を含む医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた医療体制の整備を推進することや、あらかじめ帰国者・接触者外来を設置する医療機関又は公共施設等のリストを作成するなど設置の準備を行うこと、さらに、帰国者・接触者相談センター（コールセンターを兼ねる場合がある。）の設置の準備を進めるこ

とが重要である。

発生時における医療体制の維持・確保

新型インフルエンザ等の県内での発生早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染対策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等に入院させる。このため、県においては、感染症病床等の利用計画を事前に策定しておく必要がある。また、国内での発生早期では、新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られていることから、国が行うサーベイランスで得られた情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元する。

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や県内患者の濃厚接触者の診療のため、県内で新型インフルエンザ等が拡がる前の段階までは、各圏域に「帰国者・接触者外来」を確保して診療を行うが、新型インフルエンザ等の患者は、帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて対応する必要がある。このため、帰国者・接触者外来を有しない医療機関も含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い、院内での感染防止に努める。また、医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。また、「帰国者・接触者相談センター」を設置し、その周知を図る。帰国者・接触者外来等の圏域における医療体制については、一般的な広報によるほか、「帰国者・接触者相談センター」から情報提供を行う。

帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者が見られるようになった場合等には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（内科・小児科など、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療体制の確保を図ることとする。

その際、感染症指定医療機関等以外の医療機関や、臨時の医療施設等に患者を入院させることができるよう、地域においては、事前にその活用計画を策定しておく必要がある。また、在宅療養の支援体制を整備しておくことも重要である。

医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、市町村との連携だけではなく、郡市医師会、各支部薬剤師会及び学会等関係機関とのネットワークの活用が重要である。

医療関係者に対する要請・指示、補償

新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師等その他の政令で定められた医療関係者に対し、知事は医療を行うよう要請等することができる。

県は、国と連携して、要請等に応じて患者等に対する医療を行う医療関係者に対して、政令で定められた基準に従い、その実費を弁償する。また、医療の提供の要請等に応じた医療関係者が損害を被った場合には、政令で定められたところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対して補償をする。

抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

政府行動計画を参考として、県民の45%に相当する量を目標に、引き続き抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄する。なお、その際、現在の備蓄状況や流通の状況等も勘案する。

インフルエンザウイルス株によっては、現在、備蓄に占める割合が高いオセルタミビルリン酸塩（商品名：タミフル）に耐性を示す場合もあることから、抗インフルエンザウイルス薬耐性株の検出状況や、臨床現場での使用状況等を踏まえ、今後、国において備蓄薬を追加・更新する際には、他の薬剤の備蓄割合を増やすことを検討することとしていることから、県も国の動向に合わせる。

(6) 町民生活及び町民経済の安定確保

新型インフルエンザの流行により、町民生活及び町民の経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に町民生活及び町民の経済への影響を最小限とできるよう、国、県、市町村、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者等と連携し、特措法に基づき事前に十分準備を行う。

一般の事業者においても事前の準備を行うよう、必要に応じて、県、国等と連携して働きかけを行う。

8．発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて執るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく。

町行動計画では、県行動計画同様、新型インフルエンザ等が発生していない「未発生期」、海外での新型インフルエンザ等が発生した「海外発生期」、県内では発生していないが国内での発生が始まった「県内未発生期」、県内での発生が始まった「県内発生早期」、県内での流行が始まった「県内感染期」、まん延を迎え小康状態に至るまでの「小康期」の6つの発生段階に分類する。（政府行動計画では5つに分類している。）

地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染対策等について柔軟に対応する必要があることから、県内における県内発生早期及び県内感染期への移行については、必要に応じて国と協議の上、県が判断する。（国全体での発生段階の移行については、WHO のフェーズの引上げ及び引下げ等の情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部において決定される。）

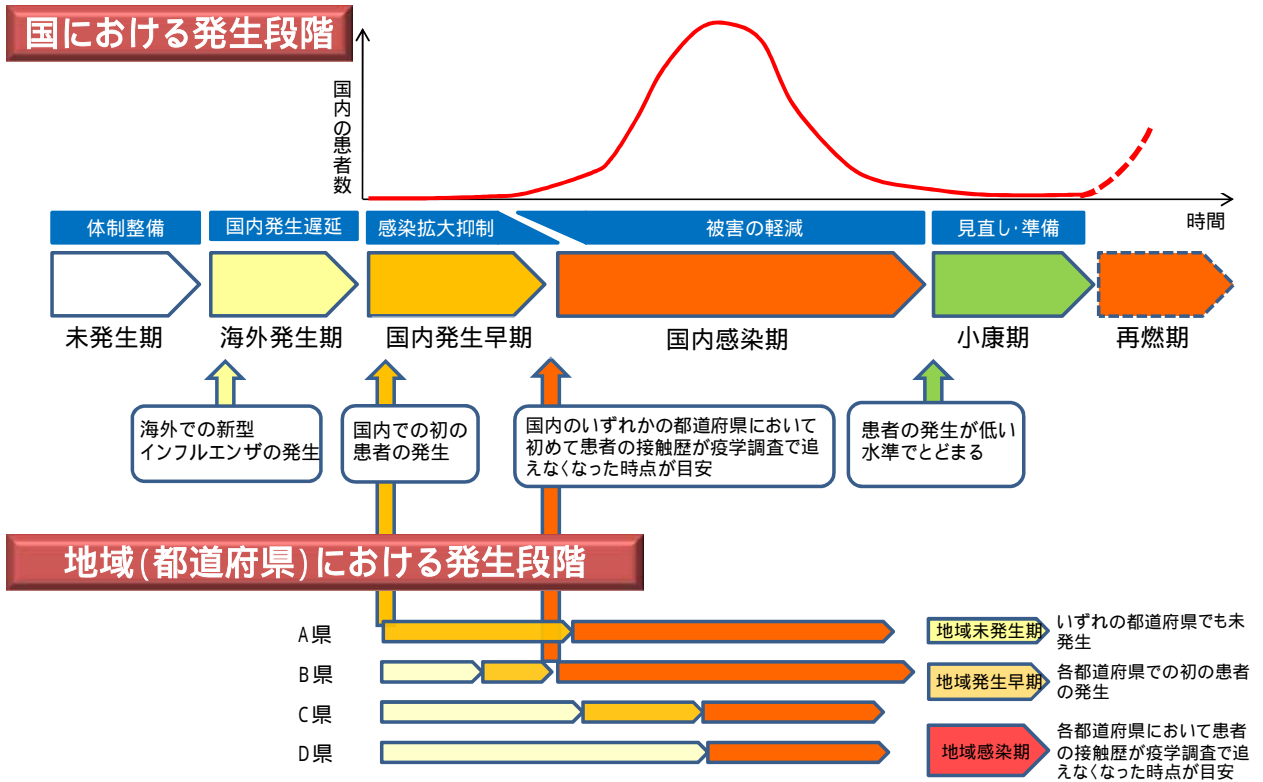
町は、行動計画等で定められた対策を段階に応じて柔軟に選択し、実施することとするが、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも段階どおりに進行するとは限らないこと、さらに、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するという点にも留意が必要である。

< 発生段階 >

県発生段階	状態	国全体発生段階
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	《未発生期》 新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	《海外発生期》 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
県内未発生期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態	《国内発生早期》 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・ 地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）
県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	
県内感染期	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）	《国内感染期》 国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・ 地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態） ・ 地域感染期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態） 感染拡大～まん延～患者の減少
		《小康期》 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	《小康期》 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

< 国及び地域（都道府県）における発生段階 >

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断



・各段階における対策

以下，発生段階ごとに，目的，対策の考え方，主要6項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合，国において政府行動計画に基づき「基本的対処方針」を作成することとなっており，個々の対策の具体的な実施時期は，段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと，当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから，段階はあくまでも目安として，必要な対策を柔軟に選択し，実施する。

対策の実施や縮小・中止時期の判断の方法については，必要に応じて実施手順等に定めることとする。

なお，特措法及び感染症法等に基づく対策のほか，国が緊急事態を宣言した後の段階でも，基本的人権を尊重しながら慎重に検討し，新型インフルエンザ等対策を実施するために必要な最小限のものにしなければならないことに留意する。

1. 未発生期

未発生期	
状態	<p>新型インフルエンザ等が発生していない状態</p> <p>海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況</p>
目的	1) 発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方	<p>1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本県行動計画を踏まえ、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。</p> <p>2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、町民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。</p> <p>3) 国、県等からの情報収集に努める。</p>

主要6分野の対策

(1) 実施体制	
1)	<p>町行動計画等の作成</p> <p>特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。</p> <p style="text-align: right;">【健康対策班】</p>
2)	<p>体制の整備及び国・県との連携強化</p> <p>県及び地方機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。</p> <p style="text-align: right;">【総務班・健康対策班】</p> <p>町行動計画の作成に当たり、必要に応じて、新型インフルエンザ等に携わる医療従事者や専門家、行政職員の養成等について県に支援を要請する。</p> <p style="text-align: right;">【健康対策班】</p>
(2) 情報提供・共有	
1)	<p>継続的な情報提供</p> <p>新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。</p> <p style="text-align: right;">【健康対策班・広報班】</p> <p>マスク着用・咳エチケット・手洗い等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。</p> <p style="text-align: right;">【健康対策班・広報班】</p>

2) 体制の整備等

新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた町民への情報提供の内容（対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報の保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体を明確にすること。）や、媒体（テレビや新聞等のマスメディア活用を基本とするが、情報の受取手に応じ、SNSを含めた利用可能な複数の媒体・機関を活用する。）等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。

【総務班】

一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制（広報担当部局を中心としたチームの設置等）を構築する。

【総務班・広報班】

県及び近隣市町村及び関係機関等とメールや電話を活用して、さらに可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を構築する。さらにインターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有のあり方を検討する。

【総務班・広報班】

新型インフルエンザ等発生時に、町民からの相談に応じるため、相談窓口等を設置する準備を進める。

【健康対策班】

新型インフルエンザ等に関する情報を収集し、保健所との連携の下、地域住民が混乱しないように必要な情報を的確に提供できるよう体制を整える。

【健康対策班】

(3) 予防・まん延防止

1) 個人における対策の普及

町民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

【健康対策班】

自らの発症が疑わしい場合は、海外発生期から国内発生早期までの間に設置されることとなる帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないよう不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。

【健康対策班】

2) 地域対策・職場対策の周知

新型インフルエンザ等発生時に実施される個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための準備を行う。

【健康対策班】

	<p>3) 衛生資器材等の供給体制の整備 県では、国が行う衛生資器材等（消毒薬，マスク等）の生産・流通・在庫等の状況を把握する仕組みの確立に協力する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。 【健康対策班】</p> <p>4) 水際対策 県では、国が行う検疫の強化の際に必要な防疫措置，入国者に対する疫学調査について、国及び市町村その他関係機関との連携を強化する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。 【健康対策班】</p> <p>5) 外出自粛要請の理解促進 県では、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出の自粛要請等を行う。町は、県等からの要請に応じ、感染対策についての理解促進を図る。 【健康対策班】</p> <p>6) 施設使用制限の要請等の準備 県では、新型インフルエンザ等緊急事態における施設使用制限の要請等を行う。町は、県等からの要請に応じ、対策について周知を図る。 【総務班】</p>
(4) 予防接種	<p>1) ワクチンの供給体制 県では、国からの要請に基づき、県内におけるワクチンの円滑な流通体制を構築する。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集する。 【健康対策班】</p> <p>2) 特定接種 特定接種は、特措法第28条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項による予防接種とみなし、同法（第22条及び第23条を除く。）の規定を適用し実施する。 【健康対策班】 特定接種のうち、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員については、町が実施主体として接種を実施する。 【総務班・健康対策班】 町は、県とともに、国が行う事業者に対する登録作業の周知に協力する。 【健康対策班】 町は、県とともに、国が行う事業者の登録申請の受付，基準に該当する事業者の登録事業者としての登録に協力する。 【健康対策班】 町は、国からの要請を受け、地方公務員に対する集団的接種を原則とした速やかな特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。 【健康対策班】</p>

3) 住民接種

国及び県の協力を得ながら，特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき，町内に居住する全住民に対し，速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図る。

【健康対策班・教育対策班・医療班】

円滑な接種の実施のために，あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど，町外の市町村における接種を可能にするよう努める。必要に応じ，国及び県に技術的支援を求める。

【総務班・健康対策班】

国に対し，接種体制の具体的なモデル提示を要請するなどの技術的支援を求めるとともに，速やかに接種することができるよう，医師会，事業者，学校関係者等と協力し，接種に携わる医療従事者等の体制や接種の場所，接種時期の周知・予約等，接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。

【健康対策班・教育対策班・医療班】

4) 情報提供

県では，国が行う新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割，供給体制・接種体制，接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報の提供による国民の理解促進に協力し，町は，県等と連携してこれらの情報を積極的に提供する。

【健康対策班・広報班】

(5) 医療

県と連携し、以下の情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

【健康対策班・医療班】

県の対策（概要）

- 保健所を中心とした対策会議の設置及び体制整備促進についての支援要請
- 帰国者・接触者相談センター設置の準備
- 一般の医療機関に対する感染対策等推進の要請
- 感染症指定医療機関等での入院患者受け入れ準備【継続】
- 臨時の医療機関における医療提供の検討
- がん・透析・産科医療継続のための初診患者診療を原則行わない医療機関の設定検討
- 抗インフルエンザウイルス薬の安定的な備蓄

(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保

1) 業務継続計画等の策定

県では、指定地方公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定するなど、十分な事前の準備を行うよう求めるとともに、業務継続計画等の策定を支援し、その状況を確認する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

【健康対策班・総務班】

2) 物資供給の要請等

県では、国と連携し、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、製造・販売、運送を行う事業者である指定（地方）公共機関に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のための体制整備の要請をする。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

【総務班・産業班】

3) 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

町は、国からの要請に基づき、県と連携し、高齢者、障害者等の要援護者の把握及び県内感染期における要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、具体的な手続きを決めておくよう努める。

【健康対策班・総務班・産業班】

4) 物資及び資材の備蓄等

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資及び資材を備蓄等し、また、施設及び設備を整備等する。

【総務班】

5) 火葬能力等の把握

県では、国及び町と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

【衛生班】

2 . 海外発生期

海外発生期	
状態	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態 海外においては，発生国・地域が限定的な場合，流行が複数の国・地域に拡大している場合等，様々な状況
目的	1) 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせるとともに，県内発生の遅延と早期発見に努める。 2) 県内発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方	1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが，その場合は，病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう，強力な措置をとる。 2) 県等を通じて，海外での発生状況，新型インフルエンザ等の特徴等に関して積極的に情報収集を行う。 3) 県等と連携して，海外での発生状況について注意喚起するとともに，県内発生に備え，県内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い，医療機関，事業者，町民に準備を促す。 4) 町民生活及び町民の経済の安定のための準備，予防接種体制の準備等，県内発生に備えた体制整備を急ぐ。

主要 6 分野の対策

(1) 実施体制	
1) 体制強化等	<p>海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には，必要に応じ町警戒本部を設置し、情報の集約・共有を行う。</p> <p style="text-align: right;">【総務班・健康対策班】</p> <p>政府対策本部が設置 * されたときは，必要に応じ町対策本部を設置する。</p> <p style="text-align: right;">【総務班】</p> <p>* WHO が新型インフルエンザのフェーズ 4 の宣言若しくはそれに相当する公表又は急速にまん延するおそれのある新感染症の発生を公表した場合には，厚生労働大臣により，新型インフルエンザ等が発生した旨が公表されるとともに，内閣総理大臣に報告され，り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる場合を除き，内閣総理大臣により，内閣総理大臣を本部長とする政府対策本部が設置される。</p> <p>国が決定する基本的対処方針に基づき決定された県内における対処方針について，県等と連携して，医療機関，事業者，町民に広く周知する。</p> <p style="text-align: right;">【総務班・健康対策班・広報班】</p> <p>国が病原体の特性，感染の拡大の状況等を踏まえ基本的対処方針を変更し，県内における対処方針を変更された場合は，県等と連携して，医療機関，事業者，町民に広く周知する。</p> <p style="text-align: right;">【総務班・健康対策班・広報班】</p>

	<p>海外においてり患した場合の病状の程度が、季節性インフルエンザと同等程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと国が判断した場合には、感染症法等に基づく各種対策を実施する。</p> <p style="text-align: right;">【健康対策班】</p>
<p>(2) 情報提供・共有</p> <p>1) 情報提供</p> <p>県等と連携して、町民に対して、海外での発生状況、現在の対策、県内で発生した場合に必要な対策について、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、関係機関のウェブサイト等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。</p> <p style="text-align: right;">【健康対策班・広報班】</p> <p>県等と連携して、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。</p> <p style="text-align: right;">【健康対策班・教育対策班・保育対策班・広報班】</p> <p>町対策本部における広報担当チームを設置し、情報の集約、整理及び一元的な発信並びに各対象への窓口業務の一本化を実施する。対策の実施主体となる部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、町対策本部が調整する。</p> <p style="text-align: right;">【総務班・広報班】</p> <p>2) 情報共有</p> <p>国、県及び関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行い、メール等による対策の理由、プロセス等の共有を行う。</p> <p style="text-align: right;">【健康対策班】</p> <p>3) 相談窓口の設置</p> <p>県等からの要請に応じ、国が作成するQ & A等を活用し、町民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置し、適切な情報提供に努める。</p> <p style="text-align: right;">【健康対策班】</p>	

(3) 予防・まん延防止

1) 町内でのまん延防止対策の準備

町、学校、事業者は、未発生期に引き続き、マスク着用・咳エチケット・手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

【健康対策班・教育対策班・保育対策班】

町、学校、事業者は、未発生期に引き続き、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないよう不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。

【健康対策班・教育対策班・保育対策班】

新型インフルエンザ等発生時に実施される個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図る。

【健康対策班】

2) 水際対策

県では、国と連携し、新型インフルエンザ等の発生国からの入国者で、感染したおそれのある者に対し必要な健康監視等の対策に協力する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

【健康対策班】

3) 外出自粛要請の理解促進

県では、未発生期に引き続き、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出の自粛要請等を行う。町は、県等からの要請に応じ、感染対策についての理解促進を図る。

【健康対策班】

4) 施設使用制限の要請等の準備

県では、新型インフルエンザ等緊急事態における施設使用制限の要請等を行う。町は、県等からの要請に応じ、対策について周知を図る。

【健康対策班・災対経理班】

(4) 予防接種

1) ワクチンの生産等に関する情報の収集

県や国等と連携して、国等が行うプレパンデミックワクチンの製剤化、パンデミックワクチンの開発や生産の要請等に関する情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

【健康対策班】

2) ワクチンの供給体制

県では、国が定める基本的対処方針に基づき、供給量について国が作成する計画やワクチンの流通管理に関する情報を収集するとともに、国の要請を受けて、県内におけるワクチンの円滑な流通体制を構築する。町は、県や国等と連携して、これらの情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

【健康対策班】

<p>3) 特定接種</p>	<p>県等と連携して、特定接種の実施や具体的な運用等に関する国の決定について情報収集を行う。</p> <p style="text-align: right;">【健康対策班】</p> <p>県や国等と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、町職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。</p> <p style="text-align: right;">【健康対策班・総務班】</p> <p>町は、国が行うワクチン以外の原因による有害な事象を含む副反応情報の収集に協力する。</p> <p style="text-align: right;">【健康対策班】</p>
<p>4) 住民接種</p>	<p>町は、国からの要請を受け、全町民が速やかに接種できるよう、集団的な接種を行うことを基本として、町行動計画において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進める。</p> <p style="text-align: right;">【健康対策班】</p>
<p>5) 情報提供</p>	<p>県、国等と連携して、国が行うワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報についての提供に協力する。</p> <p style="text-align: right;">【健康対策班・広報班】</p>

<p>(5) 医療</p>	<p>県と連携し、以下の情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。</p> <p style="text-align: right;">【健康対策班・医療班】</p> <p>県の対策（概要）</p> <p>症例定義及びその修正の関係機関に対する周知への協力 帰国者・接触者相談センターの設置【継続】 一般医療機関における診療体制の整備【継続】 診断及び治療に資する情報等の医療機関等に対する迅速な提供への協力【継続】 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量把握【継続】 医療従事者及び搬送従事者等に対する抗インフルエンザウイルス薬の必要に応じた予防投与実施の要請【継続】</p>
-----------------	--

(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保

1) 事業者の対応

県では、国が行う事業者に対する従業員の健康管理の徹底及び職場における感染対策の実施準備の要請に協力する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

【健康対策班】

2) 遺体の火葬・安置

町は、県を通じた国からの要請に基づき、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

【衛生班】

3. 県内未発生期

県内未発生期	
状態	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
目的	1) 県内発生の遅延と早期発見に努める。 2) 県内発生に備えた体制の整備を行う。
対策の考え方	1) 県内発生をできる限り遅らせるため、県での感染対策等に基づき、町でも必要な感染対策を行う。国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国により緊急事態宣言がされることを受け、積極的な感染対策等をとる。 2) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、県等と連携し、町民への積極的な情報提供を行う 3) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

主要6分野の対策

(1) 実施体制	
1) 実施体制等	<p>国内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、町警戒本部会議を開催し、情報の集約・共有を行う。</p> <p style="text-align: right;">【総務班・健康対策班】</p> <p>県等と連携し、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、町民に広く周知する。</p> <p style="text-align: right;">【健康対策班・広報班】</p> <p>国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえ、基本的対処方針を変更した場合は、その内容を確認するとともに、県等と連携して、医療機関、事業者、町民に広く周知する。</p> <p style="text-align: right;">【健康対策班・広報班】</p>
2) 町対策本部の設置	<p>国において緊急事態宣言がなされた場合、町は、速やかに町対策本部を設置する。</p> <p style="text-align: right;">【総務班・健康対策班】</p>

(2) 情報提供・共有

1) 情報提供

県等と連携して、町民に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、県内外の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。

【健康対策班・広報班】

県等と連携して、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。

【健康対策班・広報班】

町対策本部における広報担当チームを設置し、情報の集約、整理及び一元的な発信並びに各対象への窓口業務の一本化を実施する。対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて町対策本部において調整する。

【健康対策班・総務班・広報班】

2) 情報共有

国、県及び関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行い、メール等による対策の理由、プロセス等の共有を行う。

【健康対策班】

3) 相談窓口の体制充実・強化

県等からの要請に応じ、国が作成するQ & A等を活用し、町民からの一般的な問い合わせに対応できるよう相談窓口体制の充実・強化に努める。

【健康対策班】

(3) 予防・まん延防止

1) 町内での感染対策

県等と連携し、町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策等を勧奨する。

【健康対策班】

県等と連携し、事業所に対し、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、新型インフルエンザ等の症状が認められた従業員が発生した場合における健康管理・受診の勧奨を要請する。

【健康対策班・産業班】

県等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資するために国が作成する目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）が適切に行われるよう、学校の設置者に要請する。

【健康対策班・教育対策班・保育対策班】

	<p>県等と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど、適切な感染対策を講ずるよう要請する。 【健康対策班・総務班】</p> <p>県等と連携し、関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。 【健康対策班・総務班】</p>
<p>(4) 予防接種</p>	
<p>1) 特定接種 町は、海外発生期に引き続き、国・県と連携し、町職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。 【健康対策班・総務班】</p> <p>2) 住民接種 町は、国による予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施及び接種順位の決定を踏まえ、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て接種を開始する。 【健康対策班】 国・県からの求めに応じ、住民接種に関する情報提供を開始する。 【健康対策班】</p> <p>町は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健所・保健センター・学校など公的な施設を活用するほか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、管内に居住する者を対象に集団的接種を行う。 【健康対策班】</p> <p>3) 緊急事態宣言がされている場合の措置 町は、住民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。 【健康対策班】</p>	
<p>(5) 医療</p>	
<p>県と連携し、以下の情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。 【健康対策班・医療班】</p> <p>県の対策(概要)</p> <p>感染症法に基づく患者の入院措置【継続】 濃厚接触者等が発症した場合における対応の指導及び感染症指定医療機関等への移送【継続】 全ての患者におけるPCR検査等による確定検査の実施【継続】 医療機関及び薬局等周辺における必要に応じた警戒活動【継続】 緊急事態宣言がされている場合の措置 医療又は医薬品流通を確保するための必要な措置(指定地方公共機関) 【継続】</p>	

(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保

1) 事業者の対応

県では、海外発生期に引き続き、国が事業者に対して要請する従業員の健康管理の徹底及び職場における感染対策の開始の要請に協力する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

【健康対策班・産業班】

2) 町民・事業者への呼びかけ

国・県が行う食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動の呼びかけに適宜、協力する。

国・県が行う事業者に対する食料品、生活関連物資等の価格高騰防止並びに買占め及び売惜しみ防止の要請に、適宜、協力する。

【産業班】

3) 緊急事態宣言がされている場合の措置

水の安定供給

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、町は、それぞれの行動計画又は業務継続計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

【衛生班】

生活関連物資等の価格の安定等

県及び町は、住民生活及び住民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して、供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

【産業班】

4 . 県内発生早期

県内発生早期	
状態	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
目的	1) 町内での感染拡大をできる限り抑える。 2) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。
対策の考え方	1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。 2) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、町民への積極的な情報提供を行う。 3) 県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、町民生活及び町民の経済の安定確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 4) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

主要6分野の対策

(1) 実施体制

1) 実施体制等

県内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、町対策本部を設置し、情報の集約・共有を行う。

【総務班・健康対策班】

県等と連携し、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、町民に広く周知する。

【健康対策班・広報班】

国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえ、基本的対処方針を変更した場合は、その内容を確認するとともに、県等と連携して、医療機関、事業者、町民に広く周知する。

【健康対策班・広報班】

2) 町対策本部の設置

国において緊急事態措置宣言がなされた場合、町は、速やかに町対策本部を設置する。

【総務班・健康対策班】

3) 政府現地対策本部への協力

県では、発生状況に応じ、発生初期の段階における県に対する専門的調査支援のために必要があると国が認めたときは、政府現地対策本部が設置される。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

【総務班・健康対策班】

(2) 情報提供・共有

1) 情報提供

県等と連携して、町民に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、県内の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。

【健康対策班・広報班】

県等と連携して、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。

【健康対策班・広報班】

町対策本部における広報担当チームを設置し、情報の集約、整理及び一元的な発信並びに各対象への窓口業務の一本化を実施する。対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて町対策本部において調整する。

【総務班・広報班】

2) 情報共有

国、県及び関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行い、対策の方針や流行状況についての的確に把握する。

【健康対策班】

3) 相談窓口の体制充実・強化

県等からの要請に応じ、国が作成する状況の変化に応じたQ & A等を活用し、町民からの一般的な問い合わせに対応できるよう相談窓口体制の充実・強化に努める。

【健康対策班】

(3) 予防・まん延防止

1) 町内での感染対策

県等と連携し、町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策等を勧奨する。

【健康対策班】

県等と連携し、事業所に対し、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、新型インフルエンザ等の症状が認められた従業員が発生した場合における健康管理・受診の勧奨を要請する。

【健康対策班・産業班】

県等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資するために国が作成する目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）が適切に行われるよう、学校の設置者に要請する。

【健康対策班・教育対策班・保育対策班】

県等と連携し，公共交通機関等に対し，利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど，適切な感染対策を講ずるよう要請する。

【健康対策班・総務班】

県等と連携し，関係機関に対し，病院，高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や，多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。

【健康対策班】

(4) 予防接種

1) 特定接種

町は，海外発生期に引き続き，国・県と連携し，町職員の対象者に対して，集団的な接種を行うことを基本に，本人の同意を得て特定接種を行う。

【健康対策班・総務班】

2) 住民接種

町は，国による予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種の実施及び接種順位の決定を踏まえ，パンデミックワクチンの供給が可能になり次第，関係者の協力を得て接種を開始する。

【健康対策班】

国・県からの求めに応じ，住民接種に関する情報提供を開始する。

【健康対策班】

町は，接種の実施に当たり，国及び県と連携して，保健所・保健センター・学校など公的な施設を活用するほか，医療機関に委託すること等により接種会場を確保し，原則として，管内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

【健康対策班】

3) 緊急事態宣言がされている場合の措置

町は，住民に対する予防接種については，基本的対処方針の変更を踏まえ，特措法第 4 6 条の規定に基づき，予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。

【健康対策班】

(5) 医療

県と連携し、以下の情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

【健康対策班・医療班】

県の対策（概要）

患者が増加してきた段階における一般医療機関でも診療する体制への移行

(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保

1) 事業者の対応

県では、県内未発生期に引き続き、国が事業者に対して要請する従業員の健康管理の徹底及び職場における感染対策の継続の要請に協力する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

【健康対策班・産業班】

2) 町民・事業者への呼びかけ

国・県が行う食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動の呼びかけに適宜、協力する。

【産業班】

国・県が行う事業者に対する食料品、生活関連物資等の価格高騰防止並びに買占め及び売惜しみ防止の要請に、適宜、協力する。

【産業班】

3) **緊急事態宣言がされている場合の措置**

水の安定供給

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、町は、それぞれの行動計画又は業務継続計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

【衛生班】

生活関連物資等の価格の安定等

県及び町は、住民生活及び住民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して、供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

【産業班】

5 . 県内感染期

県内感染期	
状態	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（感染拡大からまん延，患者の減少に至る時期を含む。）
目的	1）健康被害を最小限に抑える。 2）町民生活及び町民の経済への影響を最小限に抑える。
対策の考え方	1）感染拡大を止めることは困難であり，対策の主眼を，早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。 2）状況に応じた感染対策，ワクチン接種，社会・経済活動の状況等について周知し，個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため，積極的な情報提供を行う。 3）欠勤者の増大が予測されるが，県民生活・県民経済の影響を最小限に抑えるため，必要なライフライン等の事業活動を継続する。また，その他の社会活動をできる限り継続する。 4）医療体制の維持に努め，必要な患者が適切な医療を受けられるようにし，健康被害を最小限にとどめる。 5）状況の進展に応じて，必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

主要6分野の対策

(1) 実施体制	
1)	<p>町対策本部の設置</p> <p>国において緊急事態措置宣言がなされた場合，町は，速やかに町対策本部を設置する。</p> <p style="text-align: right;">【総務班】</p> <p>国が基本的対処方針を変更した場合は，県等と連携しこれらの情報を積極的に収集し，必要な対策を行う。</p> <p style="text-align: right;">【健康対策班】</p>
2)	<p>県等による代行、応援</p> <p>町が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては，特措法の規定に基づく県による代行，他の市町村による応援等の措置の活用を行う。</p> <p style="text-align: right;">【総務班】</p>

(2) 情報提供・共有

1) 情報提供

県等と連携して、町民に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、県内の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムに情報提供する。

【健康対策班・広報班】

県等と連携して、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、県内の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。

【健康対策班】

町対策本部における広報担当チームを設置し、情報の集約、整理及び一元的な発信並びに各対象への窓口業務の一本化を実施する。対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて町対策本部において調整する。

【総務班・広報班】

2) 情報共有

国、県及び関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行い、対策の方針や流行状況についての的確に把握する。

【健康対策班】

3) 相談窓口の継続

県等からの要請に応じ、国が作成する状況の変化に応じたQ & A等を活用し、町民からの相談の増加に備え、相談窓口体制を継続する。

【健康対策班】

(3) 予防・まん延防止

1) 町内での感染対策

県等と連携し、町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策等を勧奨する。

【健康対策班】

県等と連携し、事業所に対し、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、新型インフルエンザ等の症状が認められた従業員が発生した場合における健康管理・受診の勧奨を要請する。

【健康対策班・産業班】

県等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資するために国が作成する目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）が適切に行われるよう、学校の設置者に要請する。

【健康対策班・教育対策班・保育対策班】

	<p>県等と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど、適切な感染対策を講ずるよう要請する。</p> <p style="text-align: right;">【健康対策班】</p> <p>県等と連携し、関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。</p> <p style="text-align: right;">【健康対策班】</p>
<p>(4) 予防接種</p>	<p>1) 特定接種</p> <p>町は、県内発生早期に引き続き、国・県と連携し、町職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。</p> <p style="text-align: right;">【健康対策班・総務班】</p> <p>2) 住民接種</p> <p>町は、国、県の指示を受けて予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。</p> <p style="text-align: right;">【健康対策班】</p> <p>国・県からの求めに応じ、住民接種に関する情報提供を行う。</p> <p style="text-align: right;">【健康対策班】</p> <p>3) <u>緊急事態宣言がされている場合の措置</u></p> <p>町は、住民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を進める。</p> <p style="text-align: right;">【健康対策班】</p>
<p>(5) 医療</p>	<p>1) 在宅で療養する患者への支援</p> <p>町は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。</p> <p style="text-align: right;">【健康対策班・医療班・衛生班】</p> <p>2) <u>緊急事態宣言がされている場合の措置</u></p> <p>町は、国及び県と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽症であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、県が行う臨時の医療施設の設置に協力し、医療を提供する。</p> <p style="text-align: right;">【医療班】</p>

県と連携し、以下の情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

【健康対策班・医療班】

県の対策（概要）

帰国者・接触者相談支援センターの中止
 帰国者・接触者外来の中止
 感染症法に基づく患者の入院措置中止
 「重症患者は入院治療，それ以外の患者は在宅療養」の要請周知
 抗インフルエンザウイルス薬等処方箋のファクシミリ等による送付
 抗インフルエンザウイルス薬の必要に応じた国備蓄分配分の要請
 濃厚接触者への抗インフルエンザウイルス薬予防投与の原則見合わせ要請
緊急事態宣言がされている場合の措置
 定員超過入院の実施及び臨時の医療施設設置

(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保

1) 事業者の対応

県では、県内発生早期に引き続き、国が事業者に対して要請する従業員の健康管理の徹底及び職場における感染対策の継続の要請に協力する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

【産業班】

2) 町民・事業者への呼びかけ

国・県が行う食料品，生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動の呼びかけに適宜、協力する。

【産業班】

国・県が行う事業者に対する食料品，生活関連物資等の価格高騰防止並びに買占め及び売惜しみ防止の要請に、適宜、協力する。

【産業班】

3) 要援護者等対策

町は、県と連携し、高齢者，障害者等の要援護者への生活支援（見回り，介護，訪問診療，搬送，食事の提供等）を行う。

【健康対策班】

緊急事態宣言がされている場合の措置

4) 水の安定供給

水道事業者，水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県，町は，それぞれの行動計画又は業務継続計画で定めるところにより，消毒その他衛生上の措置等，新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

【衛生班】

5) 生活関連物資等の価格の安定等

県及び市町村は、住民生活及び住民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

【産業班】

県及び町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

【産業班】

県及び町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、それぞれの行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。

【産業班】

6) 埋葬・火葬の特例等

県を通じた国からの要請に基づき、可能な限り火葬炉を稼働させる。

【衛生班】

県を通じた国からの要請に基づき、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

【衛生班】

新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難であり、国が緊急の必要があると認められたときは、当該市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬許可等の手続きの特例が定められ、それに基づき対応する。

【衛生班】

県では、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

【衛生班】

6 . 小康期

小康期	
状態	<p>新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し，低い水準でとどまっている状態</p> <p>大流行は一旦終息している状況</p>
目的	1) 町民生活及び町民の経済の回復を図り，流行の第二波に備える。
対策の考え方	<p>1) 第二波の流行に備えるため，第一波に関する対策の評価を行う。</p> <p>2) 第一波の終息及び第二波の可能性やそれに備える必要性について，町民に情報提供する。</p> <p>3) 情報収集の継続により，第二波の発生の早期探知に努める。</p> <p>4) 第二波の流行による影響を軽減するため，住民接種を進める。</p>

主要6分野の対策

(1) 実施体制

- 1) 対策の評価・見直し

県では，これまでの各段階における対策に関する評価を行い，必要に応じ，県行動計画等の見直しを行う。県による見直しを踏まえ，町行動計画等の必要な見直し等を行う。

【健康対策班】
- 2) 町対策本部の廃止

町は，*緊急事態解除宣言がされたときは，速やかに特措法に基づき設置した町対策本部を廃止する。

なお，必要に応じて，任意での町対策本部の設置を継続する。

【総務班・健康対策班】

*緊急事態解除宣言

国により，緊急事態措置の必要がなくなった場合は，解除宣言が行われる。

「新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるとき」とは，具体的には，

 - ・ 患者数，ワクチン接種者数等から，国民の多くが新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得したと考えられる場合
 - ・ 患者数が減少し，医療提供の限界内に収まり，社会経済活動が通常ベースで営まれるようになった場合
 - ・ 症例が積み重なってきた段階で，当初想定したよりも，新規患者数，重症化・死亡する患者数が少なく，医療提供の限界内に抑えられる見込みがたった場合

などであり，国内外の流行状況，国民生活・国民経済の状況等を総合的に勘案し，基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて，政府対策本部長により速やかに決定される。

<p>(2) 情報提供・共有</p> <p>1) 情報提供 県等と連携して、町民に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。 【健康対策班・広報班】</p> <p>2) 情報共有 国、県及び関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行い、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を把握する。 【健康対策班】</p> <p>3) 相談窓口体制の縮小 県等からの要請に応じ、相談窓口体制を縮小する。 【健康対策班】</p>
<p>(3) 予防・まん延防止</p> <p>1) 対策の見直し 県等と連携し、流行の経過を踏まえ、流行の第二波に備え、感染対策等の見直しを行う。 【健康対策班】</p>
<p>(4) 予防接種</p> <p>1) 住民接種 町は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。 【健康対策班】</p> <p>2) 緊急事態宣言がされている場合の措置 上記の対策に加え、必要に応じ、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種を進める。 【健康対策班】</p>
<p>(5) 医療</p> <p>県と連携し、以下の情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。 【健康対策班・医療班】</p> <p>県の対策（概要）</p> <p>通常（新型インフルエンザ等発生前）の医療体制への移行 流行の第二波に備えた必要に応じた抗インフルエンザウイルス薬の備蓄</p>

	<p>医療機関に対する適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針の周知への協力</p> <p><u>緊急事態宣言がされている場合の措置</u></p> <p>県内感染期に講じた措置の適宜縮小・中止</p>
<p>(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保</p>	
	<p>1) 町民・事業者への呼びかけ</p> <p>国・県が行う食料品，生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動の呼びかけに適宜，協力する。</p> <p style="text-align: right;">【産業班】</p> <p>国・県が行う事業者に対する食料品，生活関連物資等の価格高騰防止並びに買占め及び売惜しみ防止の要請に，適宜，協力する。</p> <p style="text-align: right;">【産業班】</p> <p>2) <u>緊急事態宣言がされている場合の措置</u></p> <p>新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小又は終了等</p> <p>県，国と連携し，町内の状況等を踏まえ，対策の合理性が認められなくなった場合には，新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小または終了する。</p> <p style="text-align: right;">【総務班・健康対策班】</p>